

# 建築物の解体工事をおこなう事業者の皆様へ

工事着手の7日前までに、近隣の方々へ説明をしてください

江東区では、解体工事の苦情や紛争を未然に防ぐために『江東区建築物の解体工事の事前周知に関する指導要綱』を、平成19年10月1日から制定しています。要綱では、解体工事の事前周知に関する標識の設置や解体工事にあたっての具体的な配慮事項、近隣の方々への事前周知等について規定しています。トラブルなく工事を進めるため、皆様のご理解とご協力をお願いします。

対象工事	・ 建築物の解体工事で、 <u>解体床面積の合計が80㎡以上</u> のもの
標識の設置	・ 第1号様式を <u>A3判以上</u> に拡大したもの ・ 解体工事着手の少なくとも14日（木造建築物の場合は7日）前から解体工事が完了する日まで設置 ・ 設置場所は、標識の下端の高さが1m程度の位置で、道路に接する部分（2つ以上の道路に接するときは、それぞれの道路に接する部分）に設置
近隣への説明	・ 説明時期 工事開始7日前までに説明 ・ 説明範囲 当該建築物の敷地境界線から建築物の高さの水平距離（10mに満たない場合は10m）範囲内の居住者、事業者、公共施設の管理者 ・ 内 容 解体する建築物の規模及び構造 解体計画（作業範囲、工期、解体方法、作業時間及び作業内容等） 騒音・振動・粉じん等に対する公害防止対策 資材・廃材等の搬出経路及び工事車両の通行経路 吹付アスベスト等の有無及び除去方法
報 告	・ 標識設置の報告 工事開始7日前までに提出 ・ 近隣説明の報告 工事開始前日までに提出 ※「標識の設置」と「近隣説明」の報告は、まとめて提出できます。

## 解体工事に関する部署

江東区建築物解体工事 計画事前周知報告書	建築調整課	<u>床面積の合計が80㎡以上</u> の建築物を解体する
建設リサイクル法	建築課	<u>床面積の合計が80㎡以上</u> の建築物を解体する
特定建設作業実施届出書	環境保全課	騒音規制法や振動規制法に係る特定建設作業を行う
特定粉塵排出等作業 実施届出書	環境保全課	アスベストがある建築物を解体する

【お問い合わせ先】江東区 都市整備部 建築調整課 建築紛争調整係 5階5-30番 窓口  
〒135-8383 東京都江東区東陽四丁目11番28号 TEL:03-3647-9767 / FAX:03-3647-9009